

釧路市建設工事低入札調査価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、釧路市が一般競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を低入札価格調査（以下「調査」という。）のうえ落札者とししない場合の取扱い等を定めることを目的とする。

(対象とする建設工事)

第2条 対象とする建設工事は、設計金額が1億5千万円以上の建設工事並びに釧路市工事総合評価落札方式試行要綱（平成19年11月28日制定）第2条の規定による総合評価方式により入札を行う建設工事とする。

ただし、設計金額が1億5千万円以上の建設工事であっても、契約管理課と工事起工課が協議し設定する必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(低入札調査基準価格の算定方法)

第3条 調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該対象工事の予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる工事種別に応じ、当該各号に定めるアからエの額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合は、当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合は当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木、舗装、水道設備、塗装、造園工事（以下「土木工事等」という。）

の場合及び土木工事等以外の工事種別のうち、土木工事等の積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費（間接労務費）の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費（工事管理費）の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 土木工事等以外の工事種別の場合（ただし、前号及び次号に掲げる工事を

除く。)

ア 直接工事費の額から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費（間接労務費）の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費（工事管理費）の額に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(3) 前号に掲げる工事種別のうち、昇降機設備の工事である場合

ア 直接工事費の額から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費（間接労務費）の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費（工事管理費）の額に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(4) 特に必要があると認められる場合は、本条第1号から前号の算定方法に関わらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲内で設定した割合を乗じて得た額とする。

(失格基準価格の算定方法)

第4条 前条の規定により、調査基準価格を設定したときは、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。

2 前項に規定する失格基準価格は、前条に規定する調査基準価格に10分の9.8を乗じて得た額とする。

(入札参加者への周知)

第5条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告等、適宜の方法により周知するものとする。

(低入札調査価格調書の作成)

第6条 調査基準価格及び失格基準価格（以下、「調査基準価格等」という。）は、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）

第7条に規定する予定価格調書に併記するものとする。

なお、調査基準価格等は事前に公表しないことから、公表するまで封書して適切に管理すること。

(入札の執行)

第7条 失格基準価格を設定した入札において、入札価格が失格基準価格に満たない場合は、第8条に定める調査は行わず、当該入札した者を失格とする。

2 調査基準価格等を設定した入札において、調査基準価格を下回る価格で、かつ、失格基準価格以上の価格で入札をした者があるときは、入札執行者は、このうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「落札予定者」という。）に対して「保留」と宣言し、政令第167条の10第1項（政令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(調査の実施)

第8条 契約管理課長、工事設計指導主幹及び工事起工課長は、落札予定者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次のような内容により落札予定者から入札価格内訳書の提出を求めるとともに、事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事個所と入札者の事業所等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事の施工状況（工事成績）
- (10) 経営内容
- (11) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (12) 信用状況（建設業法違反の有無、資金不払の状況、下請負代金の支払遅延状況）
- (13) その他必要な事項

(調査の結果)

第9条 契約管理課長、工事設計指導主幹及び工事起工課長は、調査の結果及び意見を記載した書面（様式1）を作成し、関係資料を添付して釧路市建設協議

会規程（平成 17 年釧路市訓令第 7 号）第 4 条に規定する主宰部長（総務部長）に報告しなければならない。

（建設協議会での審査）

第 10 条 主宰部長は、前条の報告を受けたときは、直ちに釧路市建設協議会運営要綱第 2 条第 2 号に規定する指名部会に諮り、落札予定者を落札者とするか否かを決定するものとする。なお、審査経過については、書面（様式 2）に記録し公開するものとする。

（落札者の決定等）

第 11 条 前条の審査の結果、落札予定者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、落札予定者に落札者とする旨の通知（様式 3）をするとともに他の入札者に対して、落札予定者が落札者となった旨を通知（様式 4）するものとする。

2 前条の審査の結果、落札予定者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、契約管理課長は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、第 8 条から前条の手続きによる調査を行うものとする。

3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、契約管理課長は落札予定者には落札者としめない旨の通知（様式 5）を、次順位者には落札者となった旨の通知（様式 3）をするとともに、他の入札者には次順位者が落札者となった旨を通知（様式 4）するものとする。

4 第 2 項ただし書きに規定する手続きの結果、次順位者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、第 8 条、前条及び本条次項中「落札予定者」とあるのは「次順位者」と、「次順位者」とあるのは「次順位者の次の順位者」と読み替えて適用する。また、更に、「次順位者の次の順位者」を落札者として認めない場合は、順位を繰り下げる読み替えを繰り返して適用する。

5 前条の審査の結果、落札予定者を落札者としめない場合で次順位者が存在しないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合、調査の対象となった者を再度入札に参加させることができる。

（調査基準価格等の公表）

第 12 条 調査基準価格等は、予定価格とともに落札者の決定後に公表するもの

とする。

(契約締結に係る措置等)

第13条 調査の対象者と契約を締結する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 当該工事に係る契約規則第58条に規定する前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。

(2) 当該工事にかかる契約規則第29条に規定する契約保証金額を請負代金額の10分の3以上とする。

(監督体制の強化等)

第14条 調査の対象者と契約を締結したときは、監督体制の強化等の措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

工事起工課長は、請負人に対して施工体制台帳の提出を求めるものとし、必要に応じ現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

工事起工課長は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるものとし、必要に応じ現場代理人等からのその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

工事監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するにあたっては、立会することを原則として入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているか否かの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴取するものとする。

(4) 施工現場の調査

工事起工課長は、安全な施工の確保等の観点から、必要に応じ施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

検査は、原則として複数の検査員が行うものとする。

また、必要に応じ抜き打ち検査を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の釧路市建設工事低入札調査価格設定要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の釧路市建設工事低入札調査価格設定要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年8月21日から施行する。
- 2 この要領による改正後の釧路市建設工事低入札調査価格設定要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の釧路市建設工事低入札調査価格設定要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の釧路市建設工事低入札調査価格設定要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、従前の例による。

様式 1

報告書作成日 年 月 日

釧路市建設協議会主宰（総務）部長 様

報告書作成者

（契約管理課長） ㊟

（工事設計指導主幹） ㊟

（工事起工課長） ㊟

低入札価格調査結果報告書

釧路市建設工事低入札価格調査設定要領第8条の規定に基づき、低入札価格調査を実施したので、その結果を報告します。

工 事 名	
調査対象者	
調査の結果 及び意見	

審 議 結 果 報 告 書

釧路市建設協議会 各委員							
印	印	印	印	印	印	印	印

部会開催月日	年 月 日 ()
部会開催会場	
審 議 結 果	調査の対象を落札者として (認める ・ 認めない)
理 由	

釧路管第 号
年 月 日

(契約の相手方) 様

釧路市長 ○ ○ ○ ○

落札結果通知書

年 月 日に入札を執行した下記工事については、落札の決定を保留していましたが、調査の結果、貴社を落札者として決定したので通知します。

記

1 工 事 名

2 入 札 金 額 金 円

契 約 金 額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

※ 契約書は、令和 年 月 日 () 時から契約管理課契約担当においてお渡しします。

釧路管第 号
年 月 日

(入札参加者) 様

釧路市長 ○ ○ ○ ○

落札結果通知書

年 月 日に入札を執行した下記の工事については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 工事名

2 落札者

3 入札金額

金 円

契約金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

釧 契 管 第 号
年 月 日

(最低価格入札者) 様

釧路市長 ○ ○ ○ ○

落札結果通知書

年 月 日に入札を執行した下記の工事については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、貴社を落札者としなことに決定しましたので、通知いたします。

記

1 工事名

2 入札金額 金 円

3 落札者としな理由

4 落札者名

5 落札者の入札金額
金 円

契約金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円